

## 職業感染対策に関する相談

### 相談1：職員が体調不良の場合の休業について

#### (相談内容)

体調不良となった職員の病名が分からないことがあります、  
その場合の休業についての規則がありません。  
体調不良の原因が分からない場合は、どうすればいいでしょうか。

#### (回答)

感染性疾患の場合を想定してお答えします。  
感染症を伝播する可能性がある症状には、次のようなものがあります。  
①発熱 ②咳 ③発疹 ④下痢、嘔吐 ⑤眼球結膜の発赤・掻痒感 眼脂の増加  
⑥倦怠感、体重減少

感染症の拡大を防ぐためには、  
・他人に容易に感染させる状態の期間は集団の場を避けるようにすること  
・健康が回復するまで治療や休養の時間を確保すること  
が必要です。

上記症状がある場合、いったん就業を停止し、上司に報告・相談をする。  
その上で、医師の診察により感染性のある疾患が否定されるまでの期間、就業を制限することが望ましいです。

#### 引用・参考文献：

- 1) 日本看護協会教育委員会. 看護場面における感染防止. 株式会社インターメディカ, 2007
- 2) 文部科学省. 学校において予防すべき感染症の解説 ([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/\\_icsFiles/afieldfile/2013/05/15/1334054\\_01.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/_icsFiles/afieldfile/2013/05/15/1334054_01.pdf)) アクセス日：2018/4/27
- 3) 木村哲編. 医療現場における職業感染予防と曝露後の対処. 医療ジャーナル社, 2015